

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託仕様書

1 物件名

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務目的

鈴鹿市（以下「発注者」という。）は、令和6年4月から8年間を計画期間とした「鈴鹿市総合計画2031」を策定し、人口減少対策の一環として、シビックプライドの醸成や経営資源の獲得に向け、シティプロモーションを展開していくこととした。

そこで、市の魅力を戦略的にプロモーションする取組の一つとして、鈴鹿市ならではの魅力を紹介する動画（5分程度）を制作し、インバウンド需要の拡大や観光誘客につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) プロモーション動画制作（別紙1参照）

ア 概要

① インバウンド需要の拡大や観光誘客につなげるため、本市に根付く「伝統とものづくり」の側面を国内外にPRする。キーコンセプトを「SUZUKA's craftsmanship」とし、本市の発展の源となった製造業や、自然の力を活かした特産品、伝統産業など、様々なジャンルにおける「職人技」を、国外に対しても印象強くPRする動画を制作すること。

② 幅広いジャンルの職人技をPRできるように、「Nature（茶・味噌・地酒など）」・「Culture（伊勢型紙・鈴鹿墨）」・「Manufacturing（製造業など）」のカテゴリー別にコンテンツ紹介ができる動画とすること。

※（ ）内はコンテンツ例

③ 動画の内容が効果的に伝わるようにするため、適宜ドローンによる空撮、音楽などを用いることとし、動画の視聴効果を高めるため、インタラクティブ機能を搭載した動画を制作すること。

④ SNSでの再生を想定し、最初の5秒程度で印象に残るような動画内容・構成にすること。

イ 制作本数、動画再生時間

① インタラクティブ機能付き全体版動画 5分程度 1本

- ② インタラクティブ機能なし全体版動画 5分程度 1本
- ③ カテゴリー別ショート動画 1分20秒程度 3本（各カテゴリー1本）
- ④ 動画制作に当たっては、②全体版動画を制作し、それをもとに③を分割して制作する手法を可とする。

ウ 撮影

- ① 動画制作に当たっては、動画台本（シナリオや構成、写真や絵コンテ等により制作イメージが分かるもの）を作成の上、発注者との協議を経て、動画の制作に必要な映像の撮影を行うこととする。
- ② 撮影は、発注者と協議を行い、原則、以下のカテゴリーごとに2つ以上、合計6つ以上のコンテンツを撮影することとする。（1コンテンツにおける動画の長さは40秒程度を想定）（別紙1参照）
 - 「Nature」…茶・味噌・地酒など
 - 「Culture」…伊勢型紙・鈴鹿墨
 - 「Manufacturing」…製造業など複数社
- ② 撮影に当たり必要なロケ地、出演者との調整及びドローン撮影を実施する場合の必要な許認可申請は発注者が行う。
- ③ 撮影には、3日以上以上のロケ日数を確保することとする。

エ 編集

- ① 撮影した映像に効果的な加工、編集、音楽、タイトル・テロップ（日本語と英語で対応）の挿入等の編集作業を行う。編集、デザイン、レイアウト等は発注者の意向を反映させるとともに、積極的な提案を行うこと。
- ② 使用する音楽の音源は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、更新料及び著作権の問題が発生しないようにすること。
- ③ 英語原稿は発注者が作成し、受注者に支給する。
- ④ 肖像権、差別的表現などの人権、個人情報に十分注意すること。

オ 動画の要件

- ① 規格は、アスペクト比16：9のフルHD（1920×1080）以上の動画とする。
- ② ファイル形式は、YouTubeやInstagram等で再生可能な形式（MP4、MOV等）とし、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする。
- ③ 動画の視聴効果を高めるため、カテゴリーごとの視聴選択、解説表示、関連ウェブサイトのリンク搭載などができるインタラクティブ機能を搭載した動画を制作すること。

カ インタラクティブ機能の要件

- ① チャプターメニュー、ボタン表示、ポップアップによるコンテンツ表示、

リンクや QR コード表示の機能を搭載すること。

- ② 受注者でサーバを用意し、同サーバ内でインタラクティブ動画用の専用サイト（以下「専用サイト」という。）を構築すること。
- ③ サーバの設置場所は国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ④ 専用サイトには、インタラクティブ動画を埋め込み、複数の同時閲覧に係る通信負荷を確認した上で、閲覧者がストレスを感じる事のない閲覧環境を整備すること。
また、同時接続の上限数等、構築した環境に関する情報を発注者に報告すること。
- ⑤ 令和7年3月末までの専用サイトの運用保守に係る一切の経費は本仕様書に基づく見積額に全て含むこと。
なお、令和7年4月以降の専用サイトの利用については、継続利用した場合の年間運用保守経費等を鑑みた上で、発注者が別途対応を検討する。
- ⑥ 専用サイトに障害が発生した際には、インタラクティブ動画の閲覧ができるよう速やかに対応するとともに、必要な対策を講じること。
- ⑦ 受注者は、GoogleAnalytics 等で取得できるアクセス解析情報を、発注者の求めに応じて提供すること。
- ⑧ 携帯端末（iOS17.0 以上及び Android13.0 以上）に対応すること。Web ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari の令和6年6月時点の最新バージョン）で動作すること。

キ 協議

- ① 業務を着手する前に、発注者と業務に係るスケジュールを協議し、また、業務体制を書面で報告すること。また、動画を制作する上で、画像、映像、音声、編集などの専門的な知識と技能を有したものを配置すること。
- ② 動画の構成は、発注者と協議して決定すること。
- ③ 動画の完成までに、発注者による内容確認及び修正指示の機会を1回以上設けること。また、協議内容及び協議結果について記録を提出すること。

(2) 成果品の納品

ア 成果品

- ① 動画データ一式（インタラクティブ機能なし）
ファイル形式は MP4、MOV 等、YouTube、Instagram、Facebook の動画共有サービスで再生可能なサイズ・ファイル形式のものを納品すること。
- ② インタラクティブ動画の構成に必要な素材一式
HTML ファイル、CSS ファイル、JavaScript ファイル、画像、フォントデータ等

- ③ オフラインで使用できるインタラクティブ動画データ
本市が所有するインタラクティブボード（StarBoard TE-XP-65（2019年））
において再生可能なデータ形式であること。
- ④ 撮影素材一覧表
撮影素材・撮影場所の一覧表（1部）を作成し、納品すること。
なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像・画像等を制作
において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等につ
いて明確に記載するとともに、権利処理に当たり手続した書類（写し）を添
付すること。
- ⑤ 業務遂行のために制作した文書等関連資料を印刷した資料一式

イ 成果品の納期及び納品場所

- ① 納品期限 令和7年3月14日（金）17時
- ② 納品場所 鈴鹿市 政策経営部 総合政策課

(3) その他

- ア 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、報告等の一切の経費は、全て当初
の契約金額に含むこと。
- イ 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用負担にお
いて解決すること。
- ウ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と十分な協議をし、決定する
こと。

5 責任者及び主任担当者

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任
担当者を配置するものとする。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前及び実施中に発注者と十分協議を行う
ものとする。

6 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 責任者及び主任担当者届
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

7 資料の貸与

発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料の管理を責任もって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

8 著作権等

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たって第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受注者は、委託業務の完了後、成果品を発注者に提出し、発注者による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権及び版權を発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に受注者が契約締結前から著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に発注者に通知し、当該著作権の取扱いについては、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (3) 発注者は、本業務で納品された成果品を期限の制限なく無償で加工及び二次利用できるものとする。第三者が権利を有している映像・画像・音楽等（8（2）に定めるものを除く。）を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- (4) 受注者は、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製または譲渡してはならない。ただし、発注者の了承を得た場合はこの限りではない。

9 秘密の保持

受注者は、「(別記) 個人情報取扱特記事項 (委託)」に基づき、個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。また、従事者に対して十分な研修等を実施し、不法な行為が行われないよう措置すること。

10 業務の再委託

受注者は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

11 契約不適合責任等

業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品に不良箇所が発見された場合は、受注者の負担において速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとする。

本委託業務における契約不適合責任期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受注者の責任において訂正等を行うものと

する。

1 2 費用負担

本業務の履行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受注者の負担とする。

1 3 その他事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の履行上必要と認められる事項については、発注者と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者は、直ちにこれを発注者に報告し、受注者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、対応するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途発注者と受注者が協議し決定する。

以上

| コンセプト | 内 容 | 構成・素材（例） |
|--|---|--|
| ターゲット／ねらい | | |
| <p>SUZUKA's craftsmanship</p> <p>《ターゲット》 <u>日本文化に興味がある外国人</u> 《ねらい》 インバウンド需要の拡大や観光誘客につなげる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体 5 分程度 ・ 鈴鹿に根付く「職人技」に主眼を置き、「伝統とものづくり」の側面を国内外に PR する。 ・ 適宜ドローンによる空撮、音楽などを用いる。 ・ インタラクティブ機能を搭載した動画を制作する。 ・ SNS での再生を想定し、最初の 5 秒程度で印象に残るような動画内容・構成にする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のカテゴリー別に構成（原則、各カテゴリーで 2 つ以上、合計 6 つ以上のコンテンツを撮影） ○Nature 茶・味噌・地酒など ○Culture 伊勢型紙・鈴鹿墨 ○Manufacturing 製造業など複数社 ・ 各コンテンツ 40 秒程度 |